

## 基準 2.9 避難器具の設置及び維持に関する基準

第1 法令等に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによる。

### 1 設置位置等

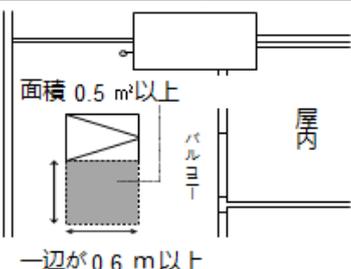
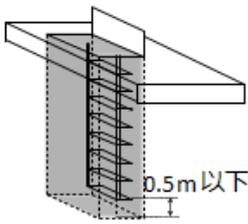
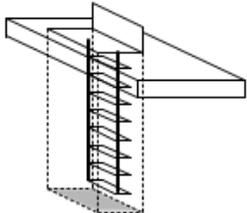
- (1) 「避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目」(平成8年4月16日消防庁告示第2号)に規定する各避難器具の取り付け部、操作面積、降下空間及び避難空地等は第2.9-1表によること。
- (2) 自力避難が困難な者が利用する防火対象物(6項イ、6項ロ、6項ハ等)に避難器具を設置する場合は避難等の有効性を考慮し、すべり台を設置、避難空地はラバーマット敷きとするよう指導すること。ただし、敷地の状況又は、自力避難が困難な者の利用状況等に応じ、救助袋とすることができるものとする。
- (3) 避難器具は、2以上の異なった避難経路を確保できるよう階段等の位置を考慮し、設置するよう指導すること。

第2.9-1表

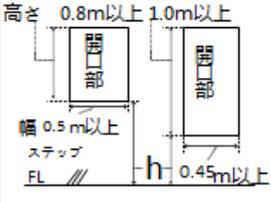
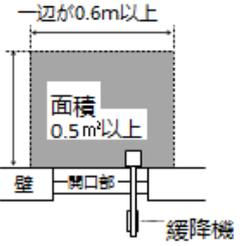
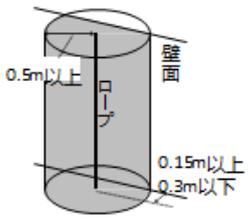
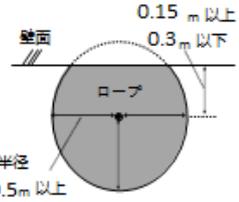
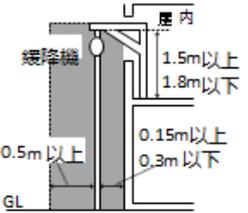
避難はしご

設置位置			
取り付け部		降下空間	避難空地
開口部の大きさ	操作面積		
高さ 0.8m以上 1.0m以上 	一辺が0.6m以上 面積 0.5㎡以上 		0.1m以上はしご 
h: 壁面に設ける開口部の下端は床面から1.2m以下とすること。ただし、避難上支障のないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合はこの限りでない ・床面に開口部を設ける場合は、直径0.5m以上の円が内接することができること	・器具の水平投影面積は操作面積から除く ・避難はしごの操作に支障のないこと	・縦棒の中心からそれぞれ外方向に0.2m以上及び横棧の前面から奥行0.65m以上の角柱形の範囲 ・縦棒の本数が1本の場合は、横棧の端からそれぞれ横方向に0.2m以上とする	・降下空間の水平投影面積以上の面積とする

避難ハッチ

設置位置			降下空間	避難空地	
取付部		開口部の大きさ	操作面積	降下空間	避難空地
開口部の大きさ					
 <p>面積 0.5 m<sup>2</sup>以上 一辺が0.6 m以上</p>			 <p>0.5m以下</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・0.5m<sup>2</sup>以上かつ一辺が0.6m以上</li> <li>・器具の水平投影面積は操作面積から除く</li> <li>・操作に支障のないこと</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難器具用ハッチの開口部の面積以上を有する角柱形の範囲</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・降下空間の水平投影面積以上で、避難上の安全性が確保されたもの</li> </ul>	

緩降機

設置位置			降下空間	避難空地	
取付部		開口部の大きさ	操作面積	降下空間	避難空地
開口部の大きさ					
 <p>高さ 0.8m以上 1.0m以上 幅 0.5m以上 ステップ FL h 0.45m以上</p>			 <p>一辺が0.6m以上 面積 0.5m<sup>2</sup>以上 壁 開口部 緩降機</p>	 <p>0.5m以上 壁面 ロープ 0.15m以上 0.3m以下</p>	 <p>0.15 m以上 0.3 m以下 半径 0.5 m以上</p>
<p>h：壁面に設ける開口部の下端は床面から1.2m以下とすること。なお、0.5m以上の場合は、有効に避難できるように固定又は半固定のステップ等を設けること</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・器具の水平投影面積は操作面積から除く</li> <li>・緩降機での操作に支障のないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・降下空間の水平投影面積以上の面積とする</li> </ul>	
			 <p>屋内 緩降機 1.5m以上 1.8m以下 0.15m以上 0.3m以下 GL</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・壁面からロープの中心までの距離が0.15m以上0.3m以下となるように設けること。なお、開口部等の壁面がない部分がある場合でも、緩降機での降下に支障を生じないものと判断できる場合は、壁面として取り扱うことができること。</li> <li>・当該緩降機を中心とした半径0.5mの円柱形に包含される範囲以上を確保すること</li> <li>・緩降機を吊り下げるフックの取付け位置は、床面から1.5m以上1.8m以下の高さとする</li> </ul>	

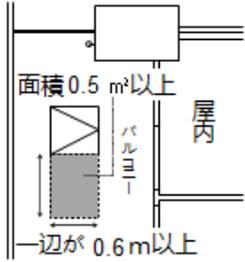
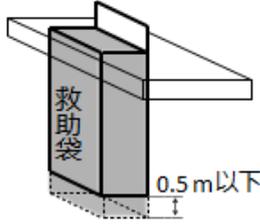
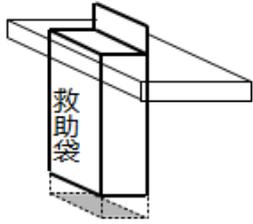
救助袋（斜降式）

設置位置			
取付部		降下空間	避難空地
開口部の大きさ	操作面積		
<p>幅0.6m以上 高さ0.6m以上 開口部 FL h</p>	<p>一辺が1.5m以上 面積2.25 m²以上 救助袋 壁 開口部</p>	<p>救助袋の中心 25° 1.0m 1.0m 35° 1.0m 1.0m</p>	<p>中心 固定環 2.5m 1.0m 1.0m</p>
<p>h：開口部の下端は床から1.2m以下とすること ただし、避難上支障のないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合はこの限りでない</p>	<p>・救助袋の設置部分を含み、幅1.5m奥行1.5m以上とすることただし、操作に支障のない範囲内で形状を変えることができるものとし、この場合の操作面積は、2.25m²以上とすること</p>	<p>L=h×0.2 25° 救助袋 L(m) h(m) 35° 0.5m以下 固定環</p> <p>・袋本体の下部出口部と降着面等からの高さは、無荷重の状態において0.5m以下であること</p>	<p>・展開した袋本体の下端から前方2.5m及び当該救助袋の中心線から左右それぞれ1m以上の幅とすること</p>

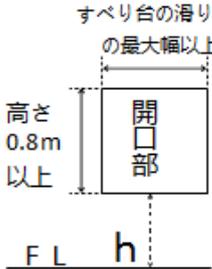
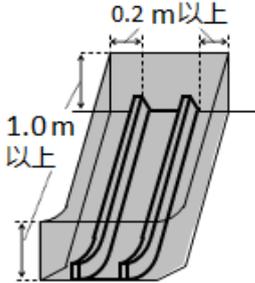
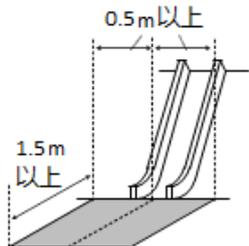
救助袋（垂直式：ハッチ式除く）

設置位置			
取付部		降下空間	避難空地
開口部の大きさ	操作面積		
<p>幅0.6m以上 高さ0.6m以上 開口部 FL h</p>	<p>一辺が1.5m以上 面積2.25 m²以上 救助袋 壁 開口部</p>	<p>半径1m以上 壁面 救助袋 0.5m以下 0.3m以上</p>	<p>器具取付け枠 壁面 0.3m以上 半径1m以上</p> <p>・降下空間の水平投影面積以上の面積とする</p>
<p>h：開口部の下端は床から1.2m以下とすること ただし、避難上支障のないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合はこの限りでない</p>	<p>・救助袋の設置部分を含み、幅1.5m奥行1.5m以上とすることただし、操作に支障のない範囲内で形状を変えることができるものとし、この場合の操作面積は、2.25 m²以上とすること</p>	<p>・当該器具の中心から半径1m以上の円柱形の範囲とすること ただし、救助袋と壁との間隔は0.3m（ひさし等の突起物がある場合にあつては救助袋と突起物の先端との間隔は0.5m（突起物が入口金具から下方3m以内の場合にあつては0.3m）以上とすることができる ・袋本体の下部出口部と降着面との間隔は、無荷重の状態において0.5m以下であること</p>	

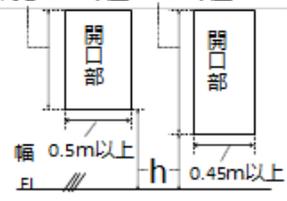
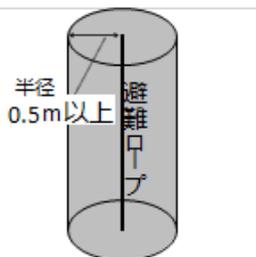
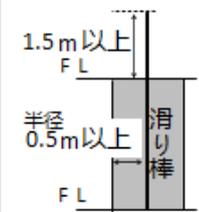
救助袋（垂直式：ハッチ式）

取付部		設置位置	
開口部の大きさ	操作面積	降下空間	避難空地
			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 0.5m<sup>2</sup>以上かつ一辺が0.6m以上</li> <li>・ 器具の水平投影面積は操作面積から除く</li> <li>・ 操作に支障のないこと</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難器具用ハッチの開口部の面積以上を有する角柱形の範囲</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 降下空間の水平投影面積以上で、避難上の安全性が確保されたもの</li> </ul>

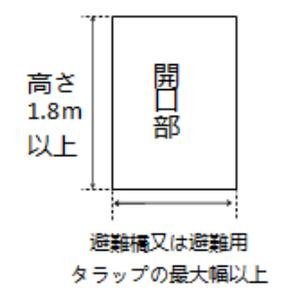
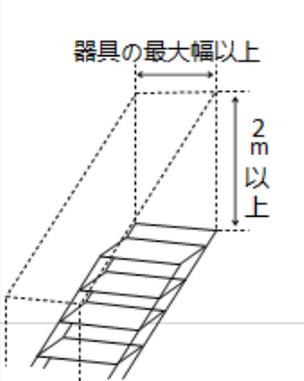
すべり台

取付部		設置位置	
開口部の大きさ	操作面積	降下空間	避難空地
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ すべり台を使用するのに必要な広さであること</li> </ul> 	
<p>h：開口部の下端は床から1.2m以下とすること ただし、避難上支障のないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合はこの限りでない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高さ0.8m以上かつすべり台の滑り面部分の最大幅以上であること</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ すべり台の滑り面から上方に1m以上及び滑り台の両端からそれぞれ外方向に0.2m以上の範囲内であること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ すべり台の下部先端から前方1.5m以上及び滑り台の中心線から左右にそれぞれ0.5m以上とすること</li> </ul>

すべり棒・避難ロープ

設置位置			
取付部		降下空間	避難空地
開口部の大きさ	操作面積		
<p>高さ 0.8m以上 1.0m以上</p> 	<p>一辺が0.6m以上</p> <p>面積 0.5m<sup>2</sup>以上</p> 		<p>・避難上支障のない広さとする</p> 
<p>h: 壁面に設ける開口部の下端は床面から1.2m以下とすること ただし、避難上支障のないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合はこの限りでない ・床面に開口部を設ける場合は、直径 0.5m以上の円が内接することができること</p>	<p>一辺が0.6m以上</p> <p>面積0.5m<sup>2</sup>以上</p> <p>降下空間</p> <p>すべり棒</p> <p>・器具の水平投影面積は操作面積から除く ・すべり棒、避難ロープの操作に支障がないこと</p>	<p>・すべり棒及び避難ロープを中心とした半径の範囲とする ただし、避難ロープで壁面に沿って降側に対しては、この限りでない ・すべり棒は、取付部の開口部の下端から降着面等まで設置</p>	

避難橋・避難用タラップ

設置位置			
取付部		降下空間	避難空地
開口部の大きさ	操作面積		
<p>高さ 1.8m 以上</p> <p>開口部</p> <p>避難橋又は避難用タラップの最大幅以上</p> 	<p>・当該器具を使用するのに必要な広さであること</p>	<p>器具の最大幅以上</p> <p>2m 以上</p> 	<p>・避難上支障のない広さとする</p>
<p>・高さ1.8m以上かつ幅は当該器具の最大幅以上であること</p>		<p>・当該器具の踏面からの上 方 2m 以上及び当該器具の最大幅以上であること</p>	

2 標識等は、基準38よること。

## 第2 避難器具の設置個数の減免の取扱い

- 1 規則第26条第3項の「渡り廊下」は、敷地内の上空に設けるものは、幅員を1.2m以上とし、かつ、避難時の予想される荷重に十分耐えるものとする。

なお、道路の上空に設ける渡り廊下は、「道路の上空に設ける通路の取扱等について」（平成30年7月11日警察庁乙交発第5号、消防予第411号、国住指第1198号、国住街第77号）によること。

- 2 規則第26条第3項の規定は、渡り廊下により接続される2以上の防火対象物のそれぞれの階について、避難器具の設置個数を減ずることができる。

なお、基準2の規定により1棟とみなされる防火対象物は、それぞれの階について、同様に避難器具の設置個数を減ずることができる。

- 3 規則第26条第5項第1号への「バルコニーその他これに準ずるもの」（以下この基準において「バルコニー等」という。）とは、開放廊下、ひさし、床又は構造体の突出部が該当する。

- 4 バルコニー等の構造は、次の各号のいずれかによること。

- (1) 傾斜がある場合は、次のアからオまでによること。

ア 耐火構造であること。

イ 避難時の予想される荷重に十分耐えるものであること。

ウ 床面の傾斜が1/10以下であること。

エ 外壁、柱等の外面からの有効幅が80cm以上であること。

オ 周囲（内側を除く。）に床面からの高さが110cm以上の手すり壁、柵若しくは金網が設けられているか、又は外壁、柱等の床面からの高さが90cm前後の位置に手すり棒が設けられているものであること。

- (2) 傾斜がない場合は、前号ア及びイによるほか、次のア及びイによること。

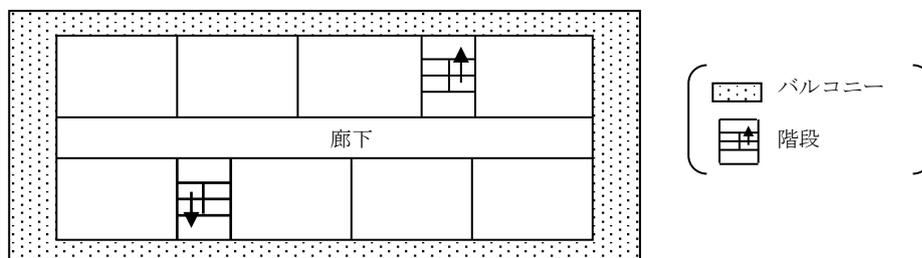
ア 外壁、柱等の外面からの有効幅が60cm以上であること。

イ アの有効幅が80cm未満である場合には、前号オの手すり壁、柵若しくは金網又は手すり棒が設けられているものであること。

- 5 規則第26条第5項第1号への「バルコニーその他これに準ずるものが避難上有効に設けられている」とは、次の各号をいう。この場合において、バルコニー等に仕切りが設けられ、又は避難上障害となる物が置かれている場合で、当該仕切り等を容易に破壊し、又は障害物を除去することができるときは、この基準において避難上有効なバルコニー等として取り扱う。

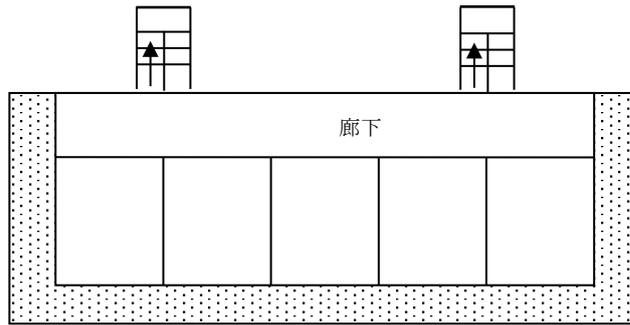
- (1) 防火対象物の周囲（内側を含む。）にバルコニー等が設けられている場合（第29-1図参照）

第29-1図



- (2) 防火対象物の居室の外気に面する部分及びその他の部分にバルコニー等が設けられ、かつ、当該バルコニー等により、避難階又は地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。以下この基準において「直通階段」という。）のうち、避難階段又は特別避難階段とした2以上のものに到達できる場合（第29-2図参照）

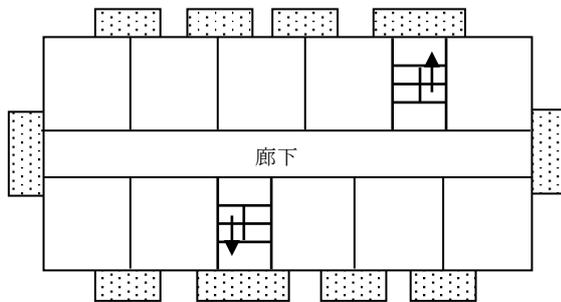
第29-2図



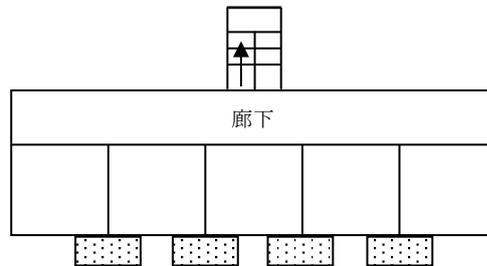
- (3) 防火対象物の居室間の隔壁が不燃材料で造られ、当該居室間を相互に連絡できるようバルコニー等が設けられ、かつ、当該バルコニー等により、避難階段、又は特別避難階段とした2以上の直通階段に到達できる場合（第29-3図参照）

第29-3図

良い例



悪い例



- 6 規則第26条5項第1号への「あらゆる部分」とは、すべての居室の出入口が該当する。

- 7 規則第26条第5項第1号への「2以上の異なった経路によりこれらの直通階段のうちの2以上のものに到達しうよう設けられている」とは、次の各号をいう。

- (1) 防火対象物の両端のそれぞれに直通階段が設けられている場合（第29-4図参照）

第29-4図

良い例

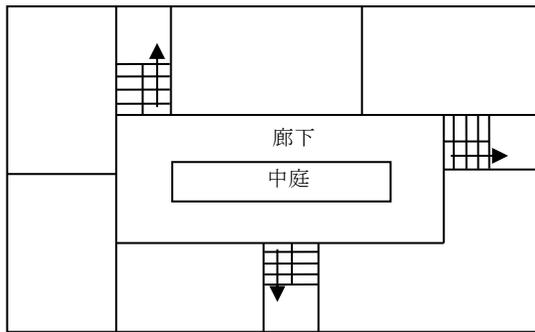


悪い例



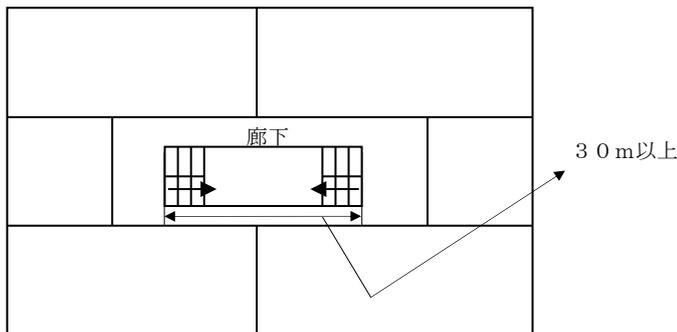
- (2) 防火対象物の周囲（内側を含む。）に廊下が設けられ、いずれの部分で火災が発生しても異なる2方向に避難できるための直通階段が設けられている場合（第29-5図参照）

第29-5図



- (3) 階段、エレベーター、便所等が防火対象物の中心部に集中したコア型式の防火対象物は、いずれの部分で火災が発生しても異なる2方向に避難できるよう、2以上の直通階段が設けられ、かつ、これらの階段の間隔が水平距離にして30m以上となるように設けられている場合（第29-6図参照）

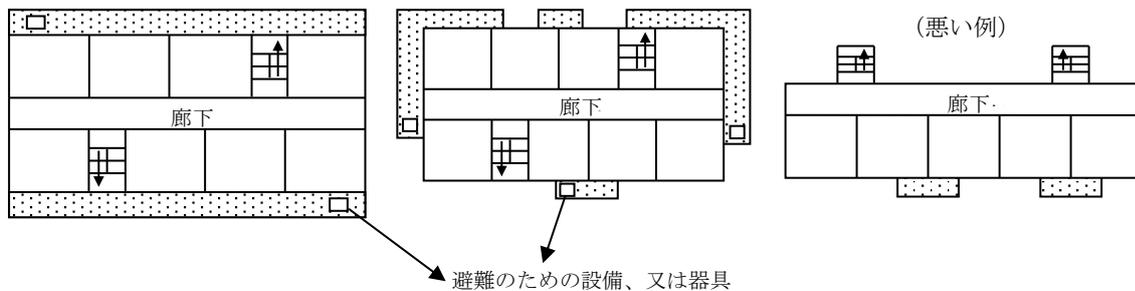
第29-6図



8 規則第26条第5項2号ロの「居室の外気に面する部分にバルコニー等が避難上有効に設けられている」とは、次の各号をいう。

- (1) 第5項第1号及び第2号に掲げる場合
- (2) 防火対象物の居室と他の居室とを区画する壁が不燃材料で造られ、隣接の居室とを相互に連絡できるバルコニー等が設けられている場合（独立したバルコニー等には、それぞれに避難のための設備又は器具が設けられていること。）（第29-7図参照）

第29-7図



9 規則第26条第5項第2号ロの「その他の避難のための設備若しくは器具」及び同条第6項第3号の「その他避難のための設備又は器具」のうち、「設備」とは、各階のバルコニー等に設けられ

た階段、傾斜路等が該当し、「器具」とは、各階のバルコニー等に設けられたタラップ、ステップ、はしご、緩降機、救助袋等が該当する。

10 規則 26 条第 5 項第 2 号ロの「他の建築物に通ずる設備若しくは器具」のうち、「設備」とは、渡り廊下等が該当し、「器具」とは、避難橋等が該当する。

11 特定 1 階段等防火対象物のうち、避難器具を設置する階が次のいずれかに該当する場合は、当該階に設置する避難器具について、規則第 27 条第 1 項第 1 号に規定する基準を適用しないことができる。

(1) 2 階

(2) 避難階以外の階で、次のいずれかに該当する場合

ア 特定用途若しくは令別表第 1 (2) 項ニ又は (6) 項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存しない階

イ 特定用途若しくは令別表第 1 (2) 項ニ又は (6) 項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階で、当該部分のすべてが基準 24、第 10、第 2 項の (1) から (3) までのいずれかに該当する場合

ウ 避難階又は地上に直通する階段及び傾斜路の総数が 2 以上設けられている場合

### 第 3 特例適用の運用基準

令第 32 条の規定を適用する場合の基準は、次に定めるところによる。

1 避難器具を設置しなければならない防火対象物に、建基政令第 120 条及び第 121 条の規定に基づき必要とされる最低数を超えて直通階段が設けられている場合で、当該階段が次の (1) から (3) に適合する屋外階段で避難上有効に配置されている場合は、当該階に設置する避難器具の個数を、当該屋外階段を利用することができる階ごとにそれぞれ政令第 25 条第 2 項第 1 号の規定による避難器具の設置個数から当該屋外階段の数を引いた数とすることができる。

ただし、設置を省略できる避難器具の個数は、当該階に設けられている直通階段の数から 1 を減じた数以下であること。

(1) 屋外階段は、不燃材料で造ったものであること。

(2) 屋外階段の構造は、建基政令第 23 条、第 24 条及び第 25 条の規定に適合したものであること。

(3) 屋外階段は、避難階において、幅員 1m 以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路に面していること。